

葛ヶ丘区自主防災会緊急時行動要領書

1 目的

1.1 本書は葛ヶ丘区自主防災会の緊急時の行動について、その実施要領を定める。

2 緊急時の内容

- 2.1 待機時とは大雨・洪水・暴風・暴風雪警報が発令された時、地震警戒宣言が発令された時をいう。
- 2.2 被害発生時とは、火災・洪水・強風・地震などにより被害が発生した時をいう。
- 2.3 地震発生時とは震度5弱以上の地震が発生した時をいう。

3 待機

3.1 大雨・洪水・暴風・暴風雪警報が発令された時、地震警戒宣言が発令された時は、防災役員・防災隊員は被害発生時に行動できるように準備し、待機する。

4 地区避難所、災害対策本部の開設

- 4.1 大雨・暴風・暴風雪特別警報が発令され行政からの依頼があった時、または防災会長が必要と判断した時（住民から開設の希望があった時など）、床上浸水や土砂災害の被害が予想される地域の世帯の避難に備えて、葛ヶ丘会館に地区避難所を開設する。運営については「地区避難所運営要領書」による。
- 4.2 地震発生時（震度5弱以上の地震が発生した時）、災害対策本部隊員は葛ヶ丘中央公園下段に集合し、災害対策本部を立ち上げる。運営については「災害対策本部運営要領書」による。

5 被害発生時

5.1 火災・洪水・強風などによる被害発生を把握した時

5.1.1 火災発生時

- (1) 火災発生を発見した人は大声で周囲に知らせ、通報を依頼し消火器等で初期消火に努める。（出来るだけ火が小さい時に消火する）炎が背丈を超えたら初期消火は断念して直ちに避難する。（避難最優先）
- (2) 火災発生を知った人は119番通報して初期消火に加わる。
- (3) 通常時（市消防や消防団が出動可能な状況にある時）はこれ以上の消火は危険が伴う為、市消防や消防団に任せる。

5.1.2 洪水発生時

- (1) 葛ヶ丘においては洪水の危険はほとんどなく、あっても短時間であろう。万一、水垂川の氾濫等が生じ、家屋に浸水した時は住民を

会館に避難誘導する。

5.1.3 がけ崩れなどの発生時

- (1) がけ崩れなどが発生し、家屋に土砂が流入するなどした時には住民を会館に避難誘導する。

5.1.4 強風被害発生時

- (1) 電線の切断や垂れ下がり・電柱の折れや倒壊
発見者は中部電力 22-4141 及び地区長に連絡する。地区長は防災会長に連絡する。
- (2) 倒木など
発見者は地区長に連絡する。地区長は防災会長に連絡し現場を確認する。市有地であれば市役所に連絡し処分を依頼する。市役所の処理が遅い場合は防災隊員有志で処分する。薪として使えるものは薪ストーブ暖房をしているお宅に引き取りを打診する。

5.2 地震発生時（震度5弱以上の地震が発生した時）

5.2.1 個人としての行動

- ① まず、自分の身を守る。
- ② 揺れが収まったら火の始末（ストーブなど）。
- ③ 家族の安全を確認。
- ④ 火元の確認。ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
- ⑤ 黄色いハンカチを道路から見える場所に掲げる（家族の安全を確認できた場合）。
- ⑥ 隣近所へ声をかける。近所に火は出ているか確認。
- ⑦ 火が出ていたら大声で知らせる。119番通報する。
- ⑧ みんなで消火・救出活動。
- ⑨ ラジオや同報無線放送などで正しい情報を確認する。
- ⑩ 一次避難地へ避難する。
- ⑪ 組長の点呼を受ける。点呼終了後は解散する。解散後は余震に注意。
- ⑫ 自宅が危険な状態と判断される場合は葛ヶ丘中央公園下段の災害対策本部前に避難する。

5.2.2 組長としての行動

- ① 組長（又は代理者）は黄色いハンカチが出ていない世帯の番地と組及び周辺の被害発生状況を記録用紙に記録する。
- ② 組長（又は代理者）は組長ベストを着用して一次避難地へ行き、避難者を避難状況報告書（安否確認表）に記録する。組長が避難地に行けない場合は代理者が記録する。（避難者・外出者・不明者を把握する。速さより正確さを重視）。
- ③ 組長（又は代理者）は記録用紙を災害対策本部 総務・情報班長に提出する。

5.2.3 各丁目防災隊としての行動

- ① 隣近所で助け合う（要援護者の安全確保・避難支援等）。
- ② 出火防止を呼びかける。
- ③ 火が出ていたら119番通報して初期消火を行う。消防署と連絡が付かないか、出動困難と見られるときは防災隊消火救出班が出動する。（点呼より消火活動・緊急性のある救出救護活動を優先）
- ④ 防災隊消火救出班は消火活動を行なう。状況を防災隊長に逐次連絡し、対応を依頼する。
- ⑤ 組長の点呼を受けた各丁目防災隊員は防災倉庫前へ。丁目防災隊を立ち上げる。
- ⑥ 防災隊消火救出班は救出救助活動を行なう（まず黄色いハンカチが出ていない家）。状況を防災隊長に逐次連絡し、対応を依頼する。
- ⑦ 防災隊避難誘導班は要援護者の避難を援助し、被災状況を逐次、隊長に報告する。

5.2.4 自主防災会災害対策本部としての行動

- ① 災害対策本部隊員は災害対策本部へ行くことを組長（又は代理者）へ伝え、葛ヶ丘中央公園下段に集合する。
- ② 災害対策本部隊員は全員で自主防災会災害対策本部を立ち上げる。
- ③ 広域避難所運営班は広域避難所（葛ヶ丘の場合は東中学校）へ徒歩、自転車またはバイクで出動する。
- ④ 総務・情報班長は組長から提出された記録用紙に基づき集計を行ない、丁目の避難状況・被害発生状況を副本部長に報告する。
- ⑤ 災害対策本部の副本部長は各丁目防災隊長からの報告を受け、地区内の避難状況・被害発生状況を集計し、市災害対策支部（広域避難地 東中学校に設置される）にデジタル無線にて報告する。
- ⑥ 災害対策本部の副本部長は各丁目の被害発生状況により丁目間の応援を指示する。

6 復旧活動、避難生活

1次避難後、消火・緊急性のある救出救護活動後の班別活動、復旧活動、避難生活については別の要領書による。

7 付 則

- 7.1 この要領書は、防災役員会の承認を得て改正することができる。
- 7.2 この要領書は、平成27年 6月 1日から実施する。
- 7.3 この要領書は、平成29年 2月 5日から一部改正実施する。